

資料 1 0 5 － 4

内国郵便約款の変更認可（セルフレジ活用）

（諮問第1284号）

(公印・契印省略)

諮問第1284号

令和8年9月14日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 相田 仁 殿

総務大臣 林 芳正

諮問書

日本郵便株式会社(代表取締役社長 小池 信也)から、別添のとおり、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」という。)第68条第1項の規定に基づく内国郵便約款の変更の認可申請があった。

当該申請について審査した結果は、別紙2のとおりであり、申請内容は、同条第2項各号の規定に適合している。

よって、同条第1項の認可をすることとしたい。

上記について、法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

審査結果

日本郵便株式会社からの内国郵便約款の変更認可申請については、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）及び郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号。以下「省令」という。）の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

項 目	審査 結果	理 由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第 68 条第 2 項第 1 号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の郵便約款の変更は、法第 68 条第 1 項の規定により郵便約款で定めることとされている郵便の役務に関する提供条件が以下のとおり適正かつ明確に定められている。 ① 利用者の利便性の向上等を図るため、郵便料金証紙自動発行機から発行された証紙の有効期限を「当日」から「期限日」に変更することにより当日以外も適用可能とし、これについて明記されている。 ② また、郵便料金証紙自動発行機における特定記録郵便物の取扱いについて、利用関係の明確化を図る観点から、差出人がその事業所の指示するところに反したときは、特定記録郵便物としての効力を失う旨が明記されている。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	－	「郵便料金証紙自動発行機から発行された証紙の有効期限を「当日」から「期限日」に変更することにより当日以外も適用可能とする郵便約款の

		変更」は、郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項に変更はない。
	適	「郵便料金証紙自動発行機における特定記録郵便物の取扱いについて、差出人がその事業所の指示するところに反したときは、特定記録郵便物としての効力を失うこととする郵便約款の変更」は、郵便物の引受けに関する事項である。この変更は、内容が明確に定められ、郵便事業の適正かつ確実な実施の確保に資するものとして適当である。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	適	郵便料金証紙自動発行機から発行された証紙の有効期限を「当日」から「期限日」に変更することにより当日以外も適用可能とした郵便約款の変更は、料金の収受に関する事項である。この変更は、内容が明確に定められ、郵便事業の適正かつ確実な実施の確保に資するものとして適当である。
	一	「郵便料金証紙自動発行機における特定記録郵便物の取扱いについて、差出人がその事業所の指示するところに反したときは、特定記録郵便物としての効力を失うこととする郵便約款の変更」は、郵便に関する料金の収受に関する事項について変更するものではない。
ニ その他会社の責任に関する事項	一	郵便料金証紙自動発行機から発行された証紙の有効期限を「当日」から「期限日」に変更することにより当日以外も適用可能とした郵便約款の変更は、会社の責任に関する事項について変更するものではない。
	適	「郵便料金証紙自動発行機における

		特定記録郵便物の取扱いについて、差出人がその事業所の指示するところに反したときは、特定記録郵便物としての効力を失うこととする郵便約款の変更」は、会社の責任に関する事項である。この変更は、内容が明確に定められ、郵便事業の適正かつ確実な実施の確保に資するものとして適当である。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第68条第2項第2号)	適	今回の郵便約款の変更は、郵便料金証紙自動発行機から発行された証紙の有効期限を「当日」から「期限日」に変更することにより当日以外も適用可能としたものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではない。
	適	「郵便料金証紙自動発行機における特定記録郵便物の取扱いについて、差出人がその事業所の指示するところに反したときは、特定記録郵便物としての効力を失うこととする郵便約款の変更」は、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではない。
次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 ① 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。） ② 実施予定期日 ③ 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由 (省令第28条各号)	適	本申請は、新旧の対照が明示された郵便約款、実施予定期日及び変更を必要とする理由を記載した申請書が提出されている。

2026-秘日経企第0028号
2026年9月4日

総務大臣
林 芳正 様

日本郵便株式会社
代表取締役社長
小池 信也
(代表者印省略)

郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、内国郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 内国郵便約款
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日
2026年11月2日
- 3 変更を必要とする理由
お客さまの利便性を一層向上させることにより、郵便の利用の維持・拡大を図るため。

内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
(後納料金の支払方法) 第50条 料金後納とする郵便物(以下「後納郵便物」といいます。)の料金及び特殊取扱の料金(以下「後納料金」といいます。)は、当社の指示に従い、当社の指定する預金口座への振込の方法により支払っていただきます。ただし、内容証明料は、郵便物差出しの際郵便切手で支払い、又は郵便切手による支払に代えて郵便料金計器又は郵便料金証紙自動発行機による印影を表示した証紙を提出していただきます。 2 (略) (事業所に設置する料金計器による料金計器別納) 第59条 料金計器又は郵便料金証紙自動発行機を設置する事業所に差し出す郵便物(当社が別に定める郵便物を除きます。)は、第54条(料金計器別納)の規定によるほか、次項に定めるところにより、料金計器別納とすることができます。 2 前項の規定による計器別納郵便物は、料金額(規定の料金額に不足するものについては、不足料金を含みます。)に相当する現金等と引換えに交付する料金計器又は郵便料金証紙自動発行機による印影を表示した証紙を、当社が別に定めるところにより、郵便物にはり付けて、その証紙に表された日に差し出していただきます。 3 前項の規定により差し出された計器別納郵便物には、通信日付印を押印しません。 (事業所に設置する料金計器の証紙による料金支払) 第60条 当社が別に定める料金又は手数料を支払う場合において、それを支払うべき事業所が、料金計器又は郵便料金証紙自動発行機を設置する事業所であるときは、郵便切手又は現金等による支払に代えて前条(事業所に設置する料金計器による料金計器別納)第2項に規定する証紙をその証紙に表された日に提出することができます。 (特定記録郵便の取扱い) 第134条 (略) 2 特定記録郵便とする郵便物(以下「特定記録郵便物」といいます。)を引き受けたときは、事業所において、差出人に郵便物の受領証を交付します。	(後納料金の支払方法) 第50条 料金後納とする郵便物(以下「後納郵便物」といいます。)の料金及び特殊取扱の料金(以下「後納料金」といいます。)は、当社の指示に従い、当社の指定する預金口座への振込の方法により支払っていただきます。ただし、内容証明料は、郵便物差出しの際郵便切手で支払い、又は郵便切手による支払に代えて郵便料金計器による印影を表示した証紙を提出していただきます。 2 (略) (事業所に設置する料金計器による料金計器別納) 第59条 料金計器を設置する事業所に差し出す郵便物(当社が別に定める郵便物を除きます。)は、第54条(料金計器別納)の規定によるほか、次項に定めるところにより、料金計器別納とすることができます。 2 前項の規定による計器別納郵便物は、料金額(規定の料金額に不足するものについては、不足料金を含みます。)に相当する現金等と引換えに交付する料金計器による印影を表示した証紙を、当社が別に定めるところにより、郵便物にはり付けて、その証紙に表された日に差し出していただきます。 3 前項の規定により差し出された計器別納郵便物には、はり付けられた郵便切手を消印する場合を除き、通信日付印を押印しません。 <u>(事業所に設置する郵便料金証紙自動発行機による料金計器別納)</u> <u>第59条の2 郵便料金証紙自動発行機を設置する事業所に差し出す郵便物は、第54条(料金計器別納)の規定によるほか、次項に定めるところにより、料金計器別納とすることができます。</u> <u>2 前項の規定による計器別納郵便物は、料金額(規定の料金額に不足するものについては、不足料金を含みます。)に相当する現金と引換えに交付する郵便料金証紙自動発行機による印影を表示した証紙を、当社が別に定めるところにより、郵便物にはり付けるほか、郵便料金証紙自動発行機を設置した事業所の指示するところにより、その証紙に表された期限日までに差し出していただきます。</u> <u>3 前項の規定により差し出された計器別納郵便物には、はり付けられた郵便切手を消印する場合を除き、通信日付印を押印しません。</u> (事業所に設置する料金計器の証紙による料金支払) 第60条 当社が別に定める料金又は手数料を支払う場合において、それを支払うべき事業所が、料金計器を設置する事業所であるときは、郵便切手又は現金等による支払に代えて第59条(事業所に設置する料金計器による料金計器別納)第2項に規定する証紙をその証紙に表された日に提出することができます。 (特定記録郵便の取扱い) 第134条 (略) 2 特定記録郵便とする郵便物(以下「特定記録郵便物」といいます。)を引き受けたときは、事業所において、差出人に郵便物の受領証を交付します。

3 (略) (特定記録郵便物の差出方法) 第135条 特定記録郵便物は、事業所において交付する用紙に差出人の氏名その他事業所の指示する事項を記載して差し出していただきます。ただし、その事業所が必要がないと認めた場合は、この限りではありません。 2 前項の用紙は、特定記録郵便物を差し出そうとする事業所（当社が別に定める事業所に限りま す。）の承認を受けて当社以外の者が作成することができます。	3 (略) (特定記録郵便物の差出方法) 第135条 特定記録郵便物は、事業所において交付する用紙に差出人の氏名その他事業所の指示する事項を記載して差し出していただきます。ただし、その事業所が必要がないと認めた場合は、この限りではありません。 2 前項の用紙は、特定記録郵便物を差し出そうとする事業所（当社が別に定める事業所に限りま す。）の承認を受けて当社以外の者が作成することができます。 <u>3 特定記録郵便物は、前2項の規定にかかわらず、郵便料金証紙自動発行機を設置した事業所の指示するところにより、その郵便料金証紙自動発行機を使用して差し出すことができます。この場合において、その事業所は、前条（特定記録郵便の取扱い）第2項の規定にかかわらず、特定記録郵便物を受け付けたときは、差出人に郵便物の受領証を交付します。ただし、その受領証は、差出人がその事業所の指示するところに反したときは、その効力を失います。</u> <u>附 則（※※※※年※※月※※日 2026-日※※※※第※※※※号）</u> <u>この改正規定は、2026年11月2日から実施します。</u>
--	--

内国郵便約款の変更認可（セルフレジ活用） について

総 務 省

第1 内国郵便約款の認可について

1 郵便約款

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項に基づき、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項を除く。）について郵便約款を定めなければならない。

※ 約款とは、大量の契約を画一的・定型的に締結し、処理することを目的として企業があらかじめ定めておく契約条項のことをいう。

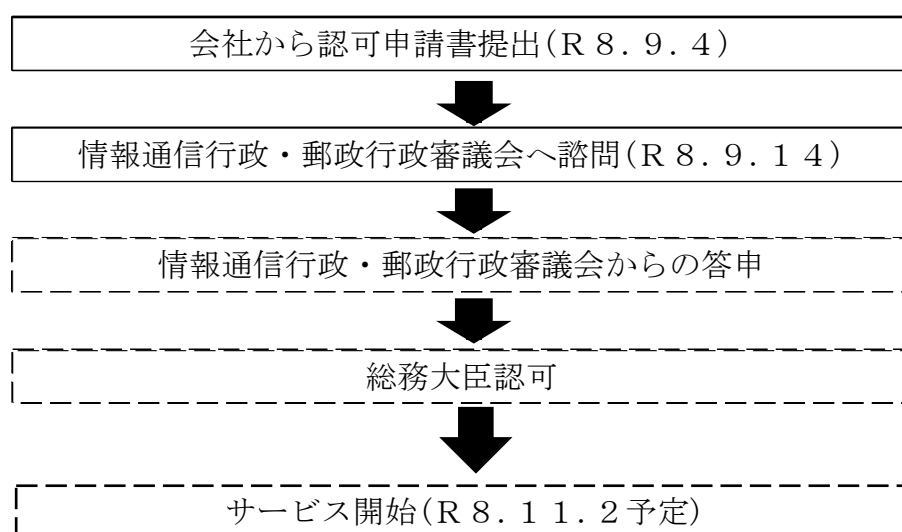
2 総務大臣の認可

会社は、法第68条第1項に基づき、郵便約款を変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

※ 書類の様式等利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない郵便の役務に関する提供条件や期間を限定して試験的に提供する郵便の役務に関する提供条件といった軽微な事項については、法第68条第1項及び郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第29条に基づき、認可を要さない。

3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされている。



第2 会社からの申請内容

1 変更内容

以下のとおり、内国郵便約款の変更認可を申請するものである。

- ① 現在、郵便料金証紙自動発行機（以下、「セルフレジ」という。）で発行した証紙は、「その証紙に表された日に差し出していただきます」とされており、特定の日（証紙が発行された日）に使用されることが前提とされている。他方、利用者の利便性向上や窓口職員の業務負荷軽減の観点から、切手購入のニーズをセルフレジで充足する必要が高まってきており、本改正により、セルフレジで発行された証紙を一定期限までの利用を可能にすることとしたい。
- ② あわせて、セルフレジにおける特定記録郵便物の取扱いについて、差出人がその事業所の指示するところに反したとき（例：当該郵便物が差し出されなかったとき）は、特定記録郵便物としての効力を失う旨を規定することとしたい。

■内国郵便約款新旧対照表

現 行	改 正
（後納料金の支払方法） 第50条 料金後納とする郵便物（以下「後納郵便物」といいます。）の料金及び特殊取扱の料金（以下「後納料金」といいます。）は、当社の指示に従い、当社の指定する預金口座への振込の方法により支払っていただきます。ただし、内容証明料は、郵便物差出しの際郵便切手で支払い、又は郵便切手による支払に代えて郵便料金計器又は郵便料金証紙自動発行機による印影を表示した証紙を提出していただきます。 2 （略）	※下線部分は改正部分 （後納料金の支払方法） 第50条 料金後納とする郵便物（以下「後納郵便物」といいます。）の料金及び特殊取扱の料金（以下「後納料金」といいます。）は、当社の指示に従い、当社の指定する預金口座への振込の方法により支払っていただきます。ただし、内容証明料は、郵便物差出しの際郵便切手で支払い、又は郵便切手による支払に代えて郵便料金計器による印影を表示した証紙を提出していただきます。 2 （略）
（事業所に設置する料金計器による料金計器別納） 第59条 料金計器又は郵便料金証紙自動	（事業所に設置する料金計器による料金計器別納） 第59条 料金計器を設置する事業所に差

<u>発行機</u>を設置する事業所に差し出す郵便物（当社が別に定める郵便物を除きます。）は、第54条（料金計器別納）の規定によるほか、次項に定めるところにより、料金計器別納とすることができます。 2 前項の規定による計器別納郵便物は、料金額（規定の料金額に不足するものについては、不足料金を含みます。）に相当する現金等と引換えに交付する料金計器<u>又は郵便料金証紙自動発行機</u>による印影を表示した証紙を、当社が別に定めるところにより、郵便物にはり付けて、その証紙に表された日に差し出していただきます。 3 前項の規定により差し出された計器別納郵便物には、通信日付印を押印しません。	し出す郵便物（当社が別に定める郵便物を除きます。）は、第54条（料金計器別納）の規定によるほか、次項に定めるところにより、料金計器別納とすることができます。 2 前項の規定による計器別納郵便物は、料金額（規定の料金額に不足するものについては、不足料金を含みます。）に相当する現金等と引換えに交付する料金計器による印影を表示した証紙を、当社が別に定めるところにより、郵便物にはり付けて、その証紙に表された日に差し出していただきます。 3 前項の規定により差し出された計器別納郵便物には、<u>はり付けられた郵便切手を消印する場合を除き</u>、通信日付印を押印しません。 <u>（事業所に設置する郵便料金証紙自動発行機による料金計器別納）</u> <u>第59条の2 郵便料金証紙自動発行機を設置する事業所に差し出す郵便物は、第54条（料金計器別納）の規定によるほか、次項に定めるところにより、料金計器別納とすることができます。</u> <u>2 前項の規定による計器別納郵便物は、料金額（規定の料金額に不足するものについては、不足料金を含みます。）に相当する現金と引換えに交付する郵便料金証紙自動発行機による印影を表示した証紙を、当社が別に定めるところにより、郵便物にはり付けるほか、郵便料金証紙自動発行機を設置した事業所の指示するところにより、その証紙に表された期限日までに差し出していただきます。</u> <u>3 前項の規定により差し出された計器別</u>
--	--

	<u>納郵便物には、はり付けられた郵便切手を消印する場合を除き、通信日付印を押印しません。</u>
(事業所に設置する料金計器の証紙による料金支払) 第60条 当社が別に定める料金又は手数料を支払う場合において、それを支払うべき事業所が、料金計器<u>又は郵便料金証紙自動発行機</u>を設置する事業所であるときは、郵便切手又は現金等による支払に代えて<u>前条</u>(事業所に設置する料金計器による料金計器別納)第2項に規定する証紙をその証紙に表された日に提出することができます。	(事業所に設置する料金計器の証紙による料金支払) 第60条 当社が別に定める料金又は手数料を支払う場合において、それを支払うべき事業所が、料金計器を設置する事業所であるときは、郵便切手又は現金等による支払に代えて<u>第59条</u>(事業所に設置する料金計器による料金計器別納)第2項に規定する証紙をその証紙に表された日に提出することができます。
(特定記録郵便の取扱い) 第134条 (略) 2 特定記録郵便とする郵便物(以下「特定記録郵便物」といいます。)を引き受けたときは、事業所において、差出人に郵便物の受領証を交付します。 3 (略)	(特定記録郵便の取扱い) 第134条 (略) 2 特定記録郵便とする郵便物(以下「特定記録郵便物」といいます。)を引き受けたときは、事業所において、差出人に郵便物の受領証を交付します。 3 (略)
(特定記録郵便物の差出方法) 第135条 特定記録郵便物は、事業所において交付する用紙に差出人の氏名その他事業所の指示する事項を記載して差し出していただきます。ただし、その事業所が必要がないと認めた場合は、この限りではありません。 2 前項の用紙は、特定記録郵便物を差し出そうとする事業所(当社が別に定める事業所に限ります。)の承認を受けて当社以外の者が作成することができます。	(特定記録郵便物の差出方法) 第135条 特定記録郵便物は、事業所において交付する用紙に差出人の氏名その他事業所の指示する事項を記載して差し出していただきます。ただし、その事業所が必要がないと認めた場合は、この限りではありません。 2 前項の用紙は、特定記録郵便物を差し出そうとする事業所(当社が別に定める事業所に限ります。)の承認を受けて当社以外の者が作成することができます。 <u>3 特定記録郵便物は、前2項の規定にかかわらず、郵便料金証紙自動発行機を設置した事業所の指示するところにより、</u>

	<u>その郵便料金証紙自動発行機を使用して差し出すことができます。この場合において、その事業所は、前条（特定記録郵便の取扱い）第２項の規定にかかわらず、特定記録郵便物を受け付けたときは、差出人に郵便物の受領証を交付します。ただし、その受領証は、差出人がその事業所の指示するところに反したときは、その効力を失います。</u>
	<u>附 則（※※※※年※※月※※日2026-日※※※第※※※※号）</u> <u>この改正規定は、２０２６年１１月２日から実施します。</u>

２ 変更を必要とする理由

利用者の利便性の向上及び業務の負荷軽減を図るため。

３ 実施予定期日

令和８年１１月２日

４ 補足

（１①関係）

現在、セルフレジを用いて第一種郵便物（定型・定形外）や国際書状郵便の引受け等が可能になっている。

セルフレジでの引受けに際しては、証紙の発行もあわせて実施しているが、使用期限は販売日当日限りとなっている。他方、利用者からは、証紙を切手のように一定期間利用できるようにしたいとするニーズ（例：発行された証紙を家に持ち帰り、手元の郵便物に貼って翌日に差し出すなど）が示されている。また、切手販売は窓口の取扱件数の約２割を占めており、これをセルフレジに誘導することにより、窓口の業務負担の軽減を期待できる。

このため、特定の期限日（＝現時点では発行日の翌日を想定）まで利用可能な証紙をセルフレジから発行できるようにする。

現行のセルフレジの証紙



新たに発行予定証紙案



有効期限を記載

(1②関係)

現在、セルフレジにおいては特定記録郵便物の取扱いを行っている。このサービス運用は、引受けの証拠となる受領証の交付をセルフレジで受けた後、直ちにセルフレジが設置されている局内のポストに差し出されることを想定しているため、当該特定記録郵便物が、差し出されなかった場合、実際には引受けがなされていないにもかかわらず、会社が責任を負うリスクが生じることとなる。

このため、今後のセルフレジの本格的な普及を見据え、差出人がその事業所の指示するところに反したとき（例：当該郵便物が差し出されなかったとき）は、特定記録郵便物としての効力を失う旨を規定することとしたい。

現行の内国郵便約款の規定 (一部抜粋)	(特定記録郵便の取扱い) 第134条 当社は、郵便物の引受けを記録した上で送達する特定記録郵便の取扱いをします。 2 特定記録郵便とする郵便物(以下「特定記録郵便物」といいます。)を引き受けたときは、事業所において、差出人に郵便物の受領証を交付します。 (特定記録郵便物の差出方法) 第135条 特定記録郵便物は、事業所において交付する用紙に差出人の氏名その他事業所の指示する事項を記載して差し出していただきます。 ただし、その事業所が必要ないと認めた場合は、この限りではありません。
現在の窓口及びセルフレジの運用	【現在の窓口運用】 (凡例) : 引受、 : 受領証交付 ● 引受後に受領証を交付  窓口にて郵便物を差出  窓口にて引受  窓口にて受領証を交付 【現在のセルフレジ運用】 (凡例) : 引受、 : 受領証交付 ● セルフレジで支払い(約款上の引受)後、受領証を交付(内国郵便約款に符合する認識) ⇒ 決済後にお客さまがポストに郵便物を投函しなかった場合、当社の責任となってしまう状況(試行時点では事象は起きていない)。今後、セルフレジの本格展開をした場合におけるリスク増加を懸念。  セルフレジで支払い後 受領証交付  セルフレジ専用の局内 ポストに郵便物を投函  ポストから収集 ※ 試行段階では、決済が完了していることからお客さまがポストに投函しなかった事象は起きていない
今後のセルフレジ運用案	【今後のセルフレジ運用案】 ● <u>ポストから収集したタイミングで、遡って受領証交付時点から役務が発生する仕組みに変更したい</u> ※ 投函後に受領証を発行するフローにすると、受領証の受取り忘れが生じる恐れ ※ ポスト投函に合わせて受領証を発行する仕組みは、専用ポストの開発、専用ポストとセルフレジの連携が必要であり費用面から困難 (凡例) : 引受、 : 受領証交付、 : 役務発生有無の確認タイミング  セルフレジで支払い後 受領証交付  セルフレジ専用の局内 ポストに郵便物を投函  ポストから収集 - セルフレジで支払い後、受領証を発行するがその時点では役務は発生しない - ポストから収集したタイミングで、遡って受領証交付時点から役務が発生する

(参照条文)

○郵便法（昭和22年法律第165号）（抄）

（料金支払いの方法及び時期）

第二十八条 郵便に関する料金は、この法律若しくはこの法律に基づく総務省令又は郵便約款に別段の定めのある場合を除いて、郵便切手で前払をしなければならない。

- 2 料額印面の付いた郵便葉書及び郵便書簡については、これを郵便物として差し出したときに、料額印面に表された金額の限度において料金の支払があつたものとする。

（料金支払いの方法及び時期）

第二十九条 郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票は、会社がこれを発行し、及び販売する。

（郵便約款）

第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
 - 一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。
 - イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項
 - ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項
 - ハ 郵便に関する料金の收受に関する事項
 - ニ その他会社の責任に関する事項
 - 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

- 一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二・三 （略）

○郵便法第七十三条の審議会等を定める政令（平成15年政令第83号）（抄）

郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

○郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）（抄）

（郵便約款の認可申請）

第二十八条 会社は、法第六十八条第一項の規定により郵便約款の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。）
- 二 実施予定期日
- 三 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由

（郵便約款の認可を要しない軽微な提供条件）

第二十九条 法第六十八条第一項の総務省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

- 一 郵便の役務の利用に際して利用者が記載する事項に関する書類の様式その他の利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない郵便の役務に関する提供条件
- 二 期間を限定して試験的に提供する郵便の役務に関する提供条件